「大深度地下使用認可申請に向けた東京外かく環状道路（関越～東名）の説明会」質疑応答の概要

（平成２５年９月６日（金）三鷹市立北野小学校　体育館）

※本資料は平成２５年９月６日（金）三鷹市立北野小学校 体育館で開催された「大深度地下使用認可申請に向けた東京外かく環状道路（関越～東名）の説明会」での質疑応答の概要を国土交通省東京外かく環状国道事務所が取りまとめたものです。

質問者

・ 中央 JCT～東八道路 IC 部の部分の構造について詳しく知りたい。構造物をたくさん造って大丈夫なのか。

回答者

（国）

・ 大深度地下に上下線 1 本ずつ本線が通っているほか、それより浅い部分に中央道との JCT 構造と地上部の東八道路出入りの IC のランプがあり、他の地域と違う沢山の連結路がある断面となっている。
・ 地盤調査等を行い、地盤の変位は少ないと予想。地下水の動きについては、深層地下水の水圧の低下量は約 1kPa～15kPa という予測結果であり、年間水圧変動幅内であるため、地下水流への影響はわずかであると考えている。

質問者

・ 大深度地下トンネル内での、交通事故や車両の火災等への対策について詳しい説明を求める。

回答者

（国）

・ トンネル内には、監視装置を設置して常時監視するとともに、非常電話、通報装置、火災検知器が付けられており、火災をセンサーで感知し即座に事故、事故に伴う火災を発見できるようになっている。また、速やかに拡声装置、ラジオの放送設備を用いて避難するような誘導を開始する。
・ 避難については、本線部は横連絡坑方式で事故が起きていない反対側のトンネルに移動する。ランプについては、滑り台の滑り口、独立避難路に入るための扉があり、そこから安全空間に避難する。安全空間に避難したあとは、無理に急いで避難する必要はなく、最寄りのランプを通り、地上部に出ることは可能。また非常口へ速やかに移動できるよう誘導表示板を 200m 間隔等で付ける。
・ 消防車等の緊急車両は一番近い入口から発災地点へ向かうが、入口から遠くなる箇所には緊急車両も横断できる横連絡坑を設け、緊急車両が速やかに現場に到着可能な構造としている。なお、緊急車両が到達するまではトンネル内のスプリンクラーで初期消火を行う。

質問者

・ コストに見合った便益が生じるのかについての説明が無い。そういった情報はしっかり出す必要があるのではないか。

回答者

（国）

・ 首都圏では、環状道路の整備がまだできていない状況。都心部は通過交通等で混んでいるため、このような環状道路の整備が外環を含めて必要と考えている。
・ 費用便益分析のB／Cは、H21年度に外環が事業化された際に算出しているが、本年改めて算出したところ。外環では、優にB/Cは２を超える値。B／C も含め、外環事業については平成25年7月に関東地方整備局で設置している事業評価監視委員会で審議され、事業継続について妥当であると評価された。今回の資料には掲載していないが、関東地方整備局ホームページで公開しており、そちらも参考にしてほしい。

質問者

・ 保守点検にかかる費用はどの程度を想定しているのか。

回答者

（高速道路会社）

・ 維持管理については、道路及び設備の点検・清掃、それに伴う補修等が該当する。その年間費用として、ネクスコ両社で年間５５億円程度を想定している。

質問者

・ 大深度地下の公共的使用に関する特別措置法の成立時の附帯決議が行われている。附帯決議の 5番目は安全に関するものだが、本事業に関連するのではないか。
・ 民法では、地上も地下も無限大に我々の所有権が及んでいるとされているが、大深度地下使用法によりその一部に使用権を設定することになる。地権者との契約が必要ではないのか。

回答者

（国）

・ 事業者としての回答であるが、公法上の使用権は登記されない。考え方としては、大深度地下は、土地所有者等によって通常使用されない空間であり、公益性を有する事業に公法上の使用権を設定しても土地所有者等に補償すべき損失が実質的に生じないと考える。
・ 附帯決議や所有権との関係など法解釈の一般については、我々は事業者では返答しかねる。本法の担当部局である本省の都市局の大都市戦略企画室に確認願いたい。

質問者

・ 振動について、ほとんど人には感知されない40dB程度の予測とのことだが、詳細はどうなのか。

回答者

（国）

・ 自動車の走行と換気所による振動については、環境影響評価を実施済み。環境影響評価とは、振動以外の大気質、水環境などについても外環ができることによって、どのような影響があるのか事前の調査や予測評価をするもの。予測の結果、自動車走行による振動は 40dB 以下であり、換気所による振動も 30ｄB 以下である。これは、類似のトンネルの事例、換気所の事例を基に推定したものであり、人間が感知できないレベルである。振動については、工事中・工事後も適宜環境影響評価書に基づき調査を行い、何らか著しい影響が出た場合には必要な調査・対策をとっていく。

質問者

・ 使用の認可により、「具体的な損失があるときは告示から 1 年以内に補償を請求できる」、という部分について詳細な説明を求める。

回答者

（国）

・ 大深度地下の使用権を設定するにあたって、土地所有者に補償すべき損失は実質的に発生しないと考えているが、個別の事情によると思われるため、個別に対応させていただきたい。

質問者

・ 将来的な土地評価の低下は補償されるのか。

回答者

（国）

・ 大深度地下使用法に基づき公共性を有する事業のために公法上の使用権を設定したとしても、補償すべき損失は実質的に生じないと考えており、土地評価額が下がるということは考えていない。
・ 家が傾く等の実質的な損失があり、工事に起因すると確認されれば補償させていただく。

以　上